

令和5年度

上里町 一般会計 特別会計 一特企 予算書

上 里 町



# 目 次

## 一 般 会 計

令和5年度	上里町一般会計予算	1
-------	-----------	---

## 特 別 会 計

令和5年度	上里町国民健康保険特別会計予算	11
-------	-----------------	----

令和5年度	上里町介護保険特別会計予算	17
-------	---------------	----

令和5年度	上里町後期高齢者医療特別会計予算	23
-------	------------------	----

令和5年度	上里町農業集落排水事業特別会計予算	29
-------	-------------------	----

## 企 業 会 計

令和5年度	上里町水道事業会計予算	35
-------	-------------	----

令和5年度	上里町下水道事業会計予算	41
-------	--------------	----



令和 5 年 度

上 里 町 一 般 会 計 予 算



議案第 号

## 令和5年度 上里町一般会計予算

令和5年度上里町一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,583,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当、共済費及び旅費（ただし、報酬及び旅費については会計年度任用職員に係るものに限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月 日提出

上里町長 山下博一

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		3,940,517
	1 町 民 税	1,636,724
	2 固 定 資 産 税	1,960,103
	3 軽 自 動 車 税	125,916
	4 町 た ば こ 税	217,774
2 地 方 譲 与 税		112,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	28,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	81,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	3,000
3 利 子 割 交 付 金		700
	1 利 子 割 交 付 金	700
4 配 当 割 交 付 金		20,000
	1 配 当 割 交 付 金	20,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		12,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	12,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		40,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	40,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		640,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	640,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		8,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		14,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000
10 地 方 特 例 交 付 金		27,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	27,000
11 地 方 交 付 税		1,200,000



(単位：千円)

款	項	金額
11 地方交付税	1 地方交付税	1,200,000
12 交通安全対策特別交付金		5,106
	1 交通安全対策特別交付金	5,106
13 分担金及び負担金		64,508
	1 負担金	64,508
14 使用料及び手数料		94,135
	1 使用料	83,023
	2 手数料	11,112
15 国庫支出金		1,510,405
	1 国庫負担金	1,147,867
	2 国庫補助金	356,545
	3 委託金	5,993
16 県支出金		819,461
	1 県負担金	555,716
	2 県補助金	197,502
	3 委託金	66,243
17 財産収入		4,787
	1 財産運用収入	4,785
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		117,000
	1 寄附金	117,000
19 繰入金		1,053,590
	1 基金繰入金	1,053,587
	2 特別会計繰入金	3
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000

(単位：千円)

款		項	金 額
21 諸	収 入		71,791
		1 延滞金・加算金及び過料	8,231
		2 預 金 利 子	1
		3 貸 付 金 元 利 収 入	1,242
		4 雑 入	62,317
22 町	債		728,400
		1 町 債	728,400
歳 入		合 計	10,583,400

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		107,274
	1 議 会 費	107,274
2 総 務 費		1,429,941
	1 総 務 管 理 費	1,175,566
	2 徴 税 費	169,490
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	60,247
	4 選 挙 費	17,406
	5 統 計 調 査 費	6,631
	6 監 査 委 員 費	601
3 民 生 費		3,993,068
	1 社 会 福 祉 費	2,125,335
	2 児 童 福 祉 費	1,867,633
	3 災 害 救 助 費	100
4 衛 生 費		996,933
	1 保 健 衛 生 費	660,671
	2 清 掃 費	336,262
5 農 林 水 産 業 費		192,103
	1 農 業 費	192,103
6 商 工 費		83,172
	1 商 工 費	83,172
7 土 木 費		926,897
	1 土 木 管 理 費	66,323
	2 道 路 橋 り よ う 費	304,327
	3 河 川 費	47
	4 都 市 計 画 費	432,589
	5 住 宅 費	123,611

(単位：千円)

款	項	金額
8 消 防 費		426,614
	1 消 防 費	426,614
9 教 育 費		1,454,495
	1 教 育 総 務 費	357,841
	2 小 学 校 費	475,592
	3 中 学 校 費	100,225
	4 社 会 教 育 費	200,124
	5 保 健 体 育 費	320,713
10 公 債 費		952,684
	1 公 債 費	952,684
11 諸 支 出 金		219
	1 基 金 費	218
	2 貸 付 金	1
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	10,583,400

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 ( 令 和 5 年 度 取 得 分 )	令和5年度以降	上里町土地開発公社が町の行う公共事業の用地の先行取得に要する額
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 ( 令 和 5 年 度 分 )	令和5年度以降	当該資金の貸付により生じる融資平均残額の1.0%以内に相当する額
上里町コミュニティバス運行事業補助金	令和6年度	59,322
七本木小学校放課後児童クラブ業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	34,109
消 防 車 両 購 入	令和5年度から 令和6年度まで	26,509

## 第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁 舎 管 理 事 業	30,600	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上げ償還又は 低利に借りかえること ができる。
旧コミュニティセンター管理事業	43,400			
長幡児童館・長幡公民館複合化事業	133,900			
保健センター等複合施設整備事業	52,400			
道路維持補修事業	71,800			
児玉工業団地線事業	10,100			
神流リバーサイドロード事業	48,600			
小学校管理運営事業	257,600			
臨時財政対策債	80,000			
計	728,400			

令和 5 年度

# 上里町国民健康保険特別会計予算





議案第 号

## 令和5年度 上里町国民健康保険特別会計予算

令和5年度上里町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 143, 986千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		555,959
	1 国 民 健 康 保 険 税	555,959
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		2,238,228
	1 県 補 助 金	2,238,228
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		344,784
	1 他 会 計 繰 入 金	344,783
	2 基 金 繰 入 金	1
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		5,010
	1 延 滞 金 及 び 過 料	5,002
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	7
歳 入	合 計	3,143,986

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		73,639
	1 総 務 管 理 費	67,819
	2 徴 税 費	5,097
	3 運 営 協 議 会 費	515
	4 趣 旨 普 及 費	208
2 保 険 給 付 費		2,211,407
	1 療 養 諸 費	1,916,593
	2 高 額 療 養 費	282,876
	3 移 送 費	33
	4 出 産 育 児 諸 費	9,004
	5 葬 祭 諸 費	2,500
	6 傷 病 手 当 金	401
3 国民健康保険事業費納付金		805,177
	1 医 療 給 付 費 分	528,971
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	207,364
	3 介 護 納 付 金 分	68,842
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		46,383
	1 保 健 事 業 費	21,542
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	24,841
6 基 金 積 立 金		2
	1 基 金 積 立 金	2
7 諸 支 出 金		4,377
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,376
	2 繰 出 金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出	合計	3,143,986

令和 5 年度

# 上里町介護保険特別会計予算



議案第 号

## 令和5年度 上里町介護保険特別会計予算

令和5年度上里町介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 1 5 8, 3 4 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和5年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		488,028
	1 介 護 保 険 料	488,028
2 国 庫 支 出 金		391,399
	1 国 庫 負 担 金	349,344
	2 国 庫 補 助 金	42,055
3 支 払 基 金 交 付 金		546,263
	1 支 払 基 金 交 付 金	546,263
4 県 支 出 金		305,030
	1 県 負 担 金	288,486
	2 県 補 助 金	16,544
5 繰 入 金		427,595
	1 一 般 会 計 繰 入 金	373,393
	2 基 金 繰 入 金	54,202
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		30
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	29
歳 入	合 計	2,158,346



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		82,385
	1 総 務 管 理 費	48,890
	2 徴 収 費	2,604
	3 介 護 認 定 審 査 調 査 費	30,675
	4 趣 旨 普 及 費	216
2 保 険 給 付 費		1,962,554
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,833,925
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	33,493
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	41,754
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	6,237
	5 審 査 支 払 手 数 料	1,033
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	46,112
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		112,403
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	51,765
	2 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	60,638
5 諸 支 出 金		503
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	502
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	2,158,346



令和5年度

# 上里町後期高齢者医療特別会計予算



議案第 号

## 令和5年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 391,449千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		278,187
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	278,187
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		101,346
	1 一 般 会 計 繰 入 金	101,346
4 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
5 諸 収 入		11,415
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	9,563
	4 雑 収 入	1,849
歳 入 合 計		391,449

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		22,094
	1 総 務 管 理 費	20,376
	2 徴 収 費	1,718
2 後期高齢者医療広域連合納付金		367,943
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	367,943
3 諸 支 出 金		912
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	911
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	391,449





令和 5 年 度

# 上里町農業集落排水事業特別会計予算



議案第 号

## 令和5年度 上里町農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,975千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		250
	1 分 担 金	250
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,629
	1 使 用 料	2,629
3 繰 入 金		20,495
	1 他 会 計 繰 入 金	20,495
4 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 町 債		11,500
	1 町 債	11,500
歳 入	合 計	34,975

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		28,834
	1 事 業 費	28,834
2 公 債 費		6,141
	1 公 債 費	6,141
歳 出	合 計	34,975

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 営 企 業 会 計 適 用 債	11,500	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上げ償還又は 低利に借りかえること ができる。
計	11,500			

令和5年度

上里町水道事業会計予算





議案第 号

## 令和5年度 上里町水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和5年度上里町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	13,515 戸
(2) 年 間 給 水 量	3,570,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	9,754 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 配水管布設工事等	258,229 千円
ロ 老朽管更新事業	47,661 千円
二 浄水場更新工事	223,520 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	事 業 収 益	647,021 千円	
第 1 項	営 業 収 益	593,056 千円	
第 2 項	営 業 外 収 益	53,964 千円	
第 3 項	特 別 利 益	1 千円	
		支 出	
第 1 款	事 業 費	570,278 千円	
第 1 項	営 業 費 用	524,591 千円	
第 2 項	営 業 外 費 用	37,687 千円	
第 3 項	特 別 損 失	4,000 千円	
第 4 項	予 備 費	4,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額196,428千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,339千円及び当年度分損益勘定留保資金128,076千円及び繰越利益剰余金処分量25,013千円で補てんするものとする。)

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	600,559 千円
第 1 項	企 業 債	478,100 千円
第 2 項	補 助 金	9,472 千円
第 3 項	負 担 金	112,987 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	796,987 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	605,365 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	191,622 千円

(継 続 費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
1資本的支出	1建設改良費	上里町浄水場施設 (機械・電気) 更新工事	558,800	令和5年度	223,520
				令和6年度	281,996
				令和7年度	53,284

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
有収率向上対策業務委託	令和6年度から令和7年度まで	60,984
上里町浄水場施設 (機械・電気) 更新工事施工監理業務委託	令和6年度から令和7年度まで	9,317

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業 配水管布設工事等 老朽管更新事業 浄水場更新事業	478,100	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借り換えることができる。
計	478,100			

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 55,444 千円
- (2) 交際費 10 千円

(利益剰余金の処分)

第 11 条 繰越利益剰余金のうち25,013千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 25,013 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 12 条 たな卸資産の購入限度額は、8,498千円と定める。

令和5年3月 日 提出

上 里 町 長 山 下 博 一

令和5年度

上里町下水道事業会計予算



議案第 号

## 令和5年度 上里町下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和5年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	1,252 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	424,200 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	1,159 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業 汚水管渠築造事業	203,358 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	244,888 千円
第 1 項 営 業 収 益	73,686 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	171,201 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	242,369 千円
第 1 項 営 業 費 用	202,370 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	38,998 千円
第 3 項 特 別 損 失	1 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 83,092千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,181千円及び過年度分損益勘定留保資金 32,727千円及び当年度分損益勘定留保資金 35,184千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第 1 款 資本的収入		392,927 千円	
第 1 項 企業債		244,300 千円	
第 2 項 国庫補助金		91,000 千円	
第 3 項 分担金及び負担金		3,850 千円	
第 4 項 出資金		13,563 千円	
第 5 項 他会計補助金		19,414 千円	
第 6 項 他会計負担金		20,800 千円	
	支	出	
第 1 款 資本的支出		476,019 千円	
第 1 項 建設改良費		348,987 千円	
第 2 項 企業債償還金		127,032 千円	



(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	184,600千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
流域下水道事業建設負担金	36,700千円			
資本費平準化債	23,000千円			
計	244,300千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 29,722 千円

令和5年3月 日 提出

上里町長 山下博一